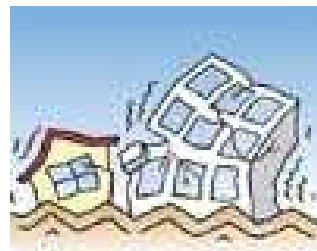


震災時等における水質検査機器の 相互利用に関する協定 とは？

ライフラインである水道が、地震などで被災した場合、まず一番重要となるのは、蛇口から水が出ることです。水道水を安心して使用していただくためには、水質の安全確認が必要となります。しかし、検査機関が被災し、水質検査が行えなくなることも想定されます。



こうした事態に備え、愛媛県内の五つの水道事業者が、水質検査機器を相互に利用することで、検査体制の安定を図り、皆様に安心して水道水を使用していただくことを目的とした協定です。



《 問い合わせ先 》

松山市公営企業局（浄水管理センター）

電話（089）977-0510

今治市水道部（今治市水道水質検査センター）

電話（0898）25-7222

南予地方水道水質検査協議会

電話（0895）23-2344

新居浜市水道局（新居浜市水道水質検査センター）

電話（0897）66-1510

四国中央市水道局（浄水課）

電話（0896）28-6458

